


船　　名：OMEGA TRADER　　全長：333m
載貨重量トン数：305,206MT　　全幅：60m

定時株主総会

# 招集ご通知

■平成27年4月1日から平成28年3月31日まで■

**開催情報**

日時　**平成28年6月21日（火曜日）**
午前10時（受付開始 午前9時）

場所　**品川インターシティホール**
東京都港区港南二丁目15番4号

**決議事項**

第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　定款一部変更の件
第3号議案　取締役9名選任の件
第4号議案　補欠監査役1名選任の件
第5号議案　執行役員及び幹部職員並びに当社子会社社長に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

**郵送及びインターネットによる議決権行使期限**

平成28年6月20日（月曜日）
午後5時まで　※詳細は3ページをご参照ください。

証券コード：9104

MOL 商船三井

# 株主の皆様へ



代表取締役
社長執行役員　池田潤一郎

株主の皆様には日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成27年度（2015年度）の事業報告をご覧頂くにあたり、ご挨拶を申し上げます。

## 企　業　理　念

1 顧客のニーズと時代の要請を先取りする総合輸送グループとして世界経済の発展に貢献します

2 社会規範と企業倫理に則った、透明性の高い経営を行い、知的創造と効率性を徹底的に追求し企業価値を高めることを目指します

3 安全運航を徹底し、海洋・地球環境の保全に努めます

当期における世界経済は、米国では長らく続いたゼロ金利政策を解除するまでに回復、欧州でも緩やかな回復傾向が見られた一方、中国など新興国では景気の減速が鮮明となりました。わが国は、原油安による貿易収支の改善や物価下落が見られたものの、消費増税により個人消費は力強さを欠き、輸出・生産も弱含みで推移しました。

海運市況は、タンカー部門において原油船（VLCC）と石油製品船の市況が原油安による実需の伸びや戦略備蓄需要の増加等により、前期と比べ更に高い水準で推移した一方、ドライバルク船市況は、中国の景気減速傾向による鉄鉱石や石炭の輸入量減少もあり、船腹余剰感が解消されず低調に推移し、冬場には記録的な低水準に下落しました。コンテナ船の運賃市況は、アジア発北米向けが比較的堅調に推移したものの、それ以外の航路では荷動きが伸び悩み、特に欧州航路・南米航路においては記録的な安値水準にて推移する等、総じて低迷しました。

このような中、当社は300億円規模のコスト削減を進め、損益の改善に努めましたが、歴史的な市況低迷の影響を吸収するには至りませんでした。激変した事業環境に対処するため、当期にドライバルク船事業及びコンテナ船事業において構造改革を実施することを決定し、誠に遺憾ながら親会社株主に帰属する当期純損失として1,704億円を計上しました。配当につきま

しては、年間配当として1株当たり5円（うち中間配当3.5円は中間配当としてお支払い済み）と、前期比で2円の減配を提案させて頂きます。

次期平成28年度（2016年度）は、ドライバルク船事業及びコンテナ船事業においては、余剰船腹の早期売船及び返船を確実に実行するとともに、当社グループ全体として、損益回復に向けて予算の達成とそのためのアクションプランの実行に集中致します。一連の取り組みにより通期での黒字復帰を見込み、連結業績につきましては、売上高1兆5,160億円、営業利益30億円、経常利益200億円、親会社株主に帰属する当期純利益200億円を計画しております。この利益計画に基づき、次期の年間配当は1株当たり4円（うち中間配当2円）を予定しております。

次期（2016年度）を最終年度とする中期経営計画「STEER FOR 2020」につきましては、事業環境の急激な変化により、売上・利益水準及び財務指標について目標達成が難しい状況となったため、中期経営計画に代えて単年度経営計画を策定し、構造改革並びに前述アクションプランの着実な実行に注力することと致しました。成長軌道に復帰するための基盤構築に取り組むべく、中期的な環境の変化に合わせたビジネスモデルの創出に向け、改めて戦略を練り直した上で、新たな中期経営計画として来年春に発表することを予定しております。

一方、「STEER FOR 2020」で掲げたコンプライアンス（法令遵守）の再強化、安全運航体制の再構築、トータルリスクコントロールの強化、ビジネスインテリジェンスの結集につきましては、引き続き推進してまいります。株主の皆様には引き続き一層のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

CONTENTS


| | | ページ | |
|---|---|---|---|
| | 株主の皆様へ | 1 | |
| | 定時株主総会招集ご通知 | 3 | 招集ご通知 |
| | 株主総会参考書類 | 7 | 株主総会参考書類 |
| 提供書面 | 事業報告 | 19 | 事業報告 |
| 提供書面 | 連結貸借対照表 | 39 | 連結計算書類 |
| 提供書面 | 連結損益計算書 | 40 | 連結計算書類 |
| 提供書面 | 貸借対照表 | 41 | 計算書類 |
| 提供書面 | 損益計算書 | 42 | 計算書類 |
| 提供書面 | 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告 | 43 | 監査報告 |
| 提供書面 | 計算書類に係る会計監査人の監査報告 | 44 | 監査報告 |
| 提供書面 | 監査役会の監査報告 | 45 | 監査報告 |

株　主　各　位

証券コード 9104
平成28年5月30日

東京都港区虎ノ門二丁目1番1号
株式会社商船三井
代表取締役 社長執行役員　池田潤一郎

# 定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

株主様におかれましては、以下のいずれかの方法により、議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

## 議決権行使についてのご案内

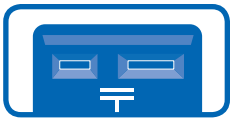
### 当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、株主総会当日に会場受付にご提出ください。
（ご捺印は不要です）

☞ **株主総会開催日時：平成28年6月21日（火曜日）午前10時**

### 当日ご欠席の場合



#### 郵送（書面）にて議決権を行使いただく場合

後記株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入の上、切手を貼らずにご投函ください。

☞ **行使期限：平成28年6月20日（月曜日）午後5時到着分まで**



#### インターネットにて議決権を行使いただく場合

お手元のパソコン、スマートフォンから議決権行使専用ウェブサイト http://www.web54.net（ウェブ行使）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された議決権行使コード、パスワードをご利用になり、後記株主総会参考書類または議決権行使専用ウェブサイトに掲載されている株主総会参考書類をご検討の上、画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。

☞ **行使期限：平成28年6月20日（月曜日）午後5時入力分まで**

インターネットによる議決権行使方法のご案内については**5、6ページ**をご参照ください。

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主の方1名に代理人として株主総会にご出席いただき、議決権を行使することが可能です。但し、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

記

| | |
|---|---|
| 1. 日　　時 | **平成28年6月21日（火曜日）午前10時** |
| 2. 場　　所 | 東京都港区港南二丁目15番4号<br>**品川インターシティホール**<br>（末尾記載の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。） |
| 3. 株主総会の目的事項 | ▶報告事項<br>1．平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）に係る事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2．平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）に係る計算書類の内容報告の件<br><br>▶決議事項<br>第1号議案　剰余金の処分の件<br>第2号議案　定款一部変更の件<br>第3号議案　取締役9名選任の件<br>第4号議案　補欠監査役1名選任の件<br>第5号議案　執行役員及び幹部職員並びに当社子会社社長に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件 |

以上

●本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」及び「会計監査人の状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（下記）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類には、本提供書面記載のもののほか、この「会社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人の状況」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

●株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（下記）に掲載させていただきます。

当社ウェブサイト　**http://www.mol.co.jp/ir-j/stock_j/asm_j.html**

# インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコン、スマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（http://www.web54.net（ウェブ行使））にアクセスし、画面の案内に従ってご利用くださいますようお願い申し上げます。
携帯電話を端末として用いたインターネットでは、本サイトはご利用いただけませんのでご了承ください。

**議決権行使ウェブサイト**

ウェブ行使
**http://www.web54.net**

### ご利用にあたって

議決権行使サイトにアクセスする際は、同封の議決権行使書用紙に表示された**「議決権行使コード」**及び**「パスワード」**が必要となります。

QRコード®読み取り機能を搭載したスマートフォンをご利用の場合は、左記QRコード®を利用してアクセスすることも可能です。

以下はパソコンの画面を表示しております。

### 1 議決権行使サイトにアクセス




**「次へすすむ」**をクリック

## 議決権行使のお取扱いについて

(1) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
(2) インターネットによって複数回数またはパソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

## パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

インターネットによる
議決権行使期限

**平成28年6月20日（月曜日）午後5時**

## 2 ログインする




お手元の議決権行使書用紙に記載された**「議決権行使コード」**を入力し、**「ログイン」**をクリック

## 3 パスワードの入力




お手元の議決権行使書用紙に記載された**「パスワード」**を入力し、**「次へ」**をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

### 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

### パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

本サイトでの議決権行使に関する操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

**三井住友信託銀行**
**証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル**

**0120（652）031**
**（受付時間 9:00～21:00 ）**

# 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、積極的な事業投資による企業価値向上及び配当を通じた株主の皆様への直接的な利益還元を経営上の基本方針と認識しております。

内部留保による資金を活用し、企業体質の強化を図りつつ１株当たりの企業価値向上に努め、当面の間は連結配当性向20％を目安として業績に連動した配当を行い、中長期的経営課題として配当性向の向上にも取り組む方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び厳しい経営環境等を総合的に勘案し、１株当たり１円50銭とさせていただきたいと存じます。

これにより、平成27年11月24日に１株当たり３円50銭の中間配当金をお支払いいたしておりますので、１株当たりの年間配当金は５円となります。

## １．期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
　　金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金１円50銭
　　総額1,794,132,279円

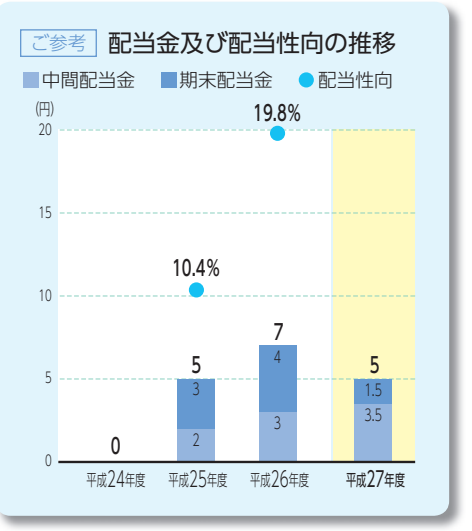
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成28年６月22日

## ２．剰余金の処分に関する事項

今年度に実施した構造改革の損失により生じた繰越利益剰余金の欠損補填並びに期末配当実施のため、以下のとおり別途積立金を取り崩したいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目及びその額
　　繰越利益剰余金　　183,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額
　　別途積立金　　183,000,000,000円



# 第2号議案　定款一部変更の件

## 1. 変更の目的

(1) 最適な経営体制の機動的な構築を可能とするため、代表取締役だけではなく執行役員からも社長を選出できるように変更するものです。

(2) 当社は迅速な業務執行と責任の明確化を目的として平成12年に執行役員制度を導入しておりますが、上記変更に伴い、今回、執行役員の選任方法及び役割等を明確にするため、執行役員に関する規定を新設するものです。

(3) その他、字句の修正、上記の各変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものです。

## 2. 変更の内容

（下線は変更部分を示します）

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| 第12条　定時総会は、毎年6月に開催する。<br>2. 臨時総会は、必要ある場合に随時開催する。<br>3. 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、社長執行役員である代表取締役（以下「社長」という。）が招集する。但し、社長に差支えあるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役が招集する。 | 第12条　定時総会は、毎年6月に招集する。<br>2. 臨時総会は、必要ある場合に随時招集する。<br>3. 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、取締役が招集する。 |
| 第15条　総会の議長は、社長がこれに当たる。<br>2. 社長に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役が議長となる。 | 第15条　総会の議長は、社長がこれに当たる。<br>2. 社長に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により代行者が議長となる。 |
| （新設） | 第23条　当会社は、取締役会の決議により、執行役員を定め、当会社の業務を分担して執行させる。<br>2. 取締役会は、その決議によって執行役員の内、1名を社長に選定する。また、その他の役付執行役員を選定することができる。 |
| 第23条～第36条（条文省略） | 第24条～第37条（現行どおり） |

# 第3号議案　取締役9名選任の件

現任の取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了になります。つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 現在の当社における地位・担当 | |
|---|---|---|---|
| 1 | 武藤 光一（むとう こういち） | 代表取締役　会長執行役員 | 再任 |
| 2 | 池田 潤一郎（いけだ じゅんいちろう） | 代表取締役　社長執行役員 | 再任 |
| 3 | 永田 健一（ながた けんいち） | 代表取締役　副社長執行役員<br>全般社長補佐、ドライバルク営業本部長、<br>ドライバルク営業統括室、ドライバルク船二部 | 再任 |
| 4 | 田邊 昌宏（たなべ まさひろ） | 取締役　専務執行役員<br>財務部、経理部、IR室、定航部、港湾・ロジスティクス事業部、グループ事業部管掌、<br>営業調査室 | 再任 |
| 5 | 高橋 静夫（たかはし しずお） | 取締役　専務執行役員<br>チーフコンプライアンスオフィサー、チーフインフォメーションオフィサー、安全運航本部 副本部長、内部監査室、秘書室、経営企画部、広報室、商船三井システムズ株式会社 | 再任 |
| 6 | 橋本 剛（はしもと たけし） | 取締役　専務執行役員<br>エネルギー輸送営業本部長、エネルギー営業戦略室、<br>石炭船部、LNG船部、海洋・LNGプロジェクト部、LNG船安全統括室 | 再任 |
| 7 | 松島 正之（まつしま まさゆき） | 取締役 | 再任 社外 独立 |
| 8 | 藤井 秀人（ふじい ひでと） | — | 新任 社外 独立 |
| 9 | 勝 悦子（かつ えつこ） | — | 新任 社外 独立 |

再任 再任取締役候補者　新任 新任取締役候補者　社外 社外取締役候補者　独立 証券取引所届出独立役員

**選定方針とプロセス**

取締役候補者の選定は、当社グループの企業価値向上に貢献できる豊富な経験と知見を有し、かつ、広い視野と先見性をもってグローバルに経営の意思決定が行える社内出身の取締役と、専門領域における豊富な経験と知見から客観的な視点をもって当社グループの企業価値向上に貢献できる複数の社外取締役により取締役会を構成することを基本方針とし、指名諮問委員会の答申に基づいております。

候補者番号 1

## 武藤 光一（むとう こういち）

昭和28年9月26日生まれ
（満62歳）
※平成28年6月21日現在

再任

■所有する当社の株式の数
166,000株
※平成28年3月31日現在

■現在の当社における地位
代表取締役
会長執行役員

■取締役在任年数
9年
※本総会終結時

■取締役会への出席状況
10回／10回
（出席率100%）

### 略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

| | | |
|---|---|---|
| 昭和51年 | 4月 | 当社入社 |
| 平成14年 | 6月 | 当社不定期船部長 |
| 平成15年 | 1月 | 当社経営企画部長 |
| 平成16年 | 6月 | 当社執行役員経営企画部長委嘱 |
| 平成18年 | 6月 | 当社常務執行役員 |
| 平成19年 | 6月 | 当社取締役　常務執行役員 |
| 平成20年 | 6月 | 当社取締役　専務執行役員 |
| 平成22年 | 6月 | 当社代表取締役　社長執行役員 |
| 平成27年 | 6月 | 当社代表取締役　会長執行役員（現在に至る） |

### 取締役候補者とした理由

武藤光一氏は、平成22年6月から平成27年6月まで代表取締役　社長執行役員として当社グループの経営をリードし、豊富な経験と実績を有しております。また、平成27年6月からは取締役会議長として、コーポレート・ガバナンスの強化等を推進しており、経営に関する高い見識と監督能力を有しております。今後も、全てのステークホルダーを意識し経営を監督するとともに、取締役会における経営上重要な意思決定機能の強化を図り、企業価値の向上に繋げるべく、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 2

## 池田 潤一郎（いけだ じゅんいちろう）

昭和31年7月16日生まれ
（満59歳）
※平成28年6月21日現在

再任

■所有する当社の株式の数
100,000株
※平成28年3月31日現在

■現在の当社における地位
代表取締役
社長執行役員

■取締役在任年数
3年
※本総会終結時

■取締役会への出席状況
10回／10回
（出席率100%）

### 略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

| | | |
|---|---|---|
| 昭和54年 | 4月 | 当社入社 |
| 平成16年 | 6月 | 当社人事部長 |
| 平成19年 | 6月 | 当社定航部長 |
| 平成20年 | 6月 | 当社執行役員 |
| 平成22年 | 6月 | 当社常務執行役員 |
| 平成25年 | 6月 | 当社取締役　専務執行役員 |
| 平成27年 | 6月 | 当社代表取締役　社長執行役員（現在に至る） |

**＜重要な兼職の状況＞**
日本船主責任相互保険組合　代表理事・組合長

### 取締役候補者とした理由

池田潤一郎氏は、平成27年6月に代表取締役　社長執行役員に就任以降、最高経営責任者として、取締役会の決議を執行し、当社グループの経営をリードしております。豊富な経験及び実績に基づく強いリーダーシップと決断力により、「構造改革」を断行し、企業価値の向上に努めております。これら豊富な経験と実績等をもとに、当社グループの経営推進とコーポレート・ガバナンスの強化を進めるため、取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものです。

候補者番号 3

## 永田 健一（ながた けんいち）

昭和31年1月22日生まれ
（満60歳）
※平成28年6月21日現在

再任

■所有する当社の株式の数
49,000株
※平成28年3月31日現在

■現在の当社における地位
代表取締役
副社長執行役員

■取締役在任年数
1年
※本総会終結時

■取締役会への出席状況
10回／10回
（出席率100%）

### 略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

| | | |
|---|---|---|
| 昭和54年 | 4月 | 当社入社 |
| 平成17年 | 6月 | 当社鉄鋼原料船部長 |
| 平成19年 | 6月 | 当社執行役員鉄鋼原料船部長委嘱 |
| 平成21年 | 6月 | 当社常務執行役員 |
| 平成25年 | 6月 | 当社専務執行役員 |
| 平成27年 | 6月 | 当社代表取締役　副社長執行役員 |
| | | （現在に至る） |

**<担当>**
全般社長補佐、ドライバルク営業本部長、
ドライバルク営業統括室、ドライバルク船二部

### 取締役候補者とした理由

永田健一氏は、鉄鋼原料輸送を中心にドライバルク船事業の経営に携わり、事業のグローバル展開を進め、現在はドライバルク営業本部長として事業を統括しております。豊富な経験と深い見識を有し、平成27年6月からは副社長執行役員として経営全般を担っており、当社グループの企業価値向上を実現するため、取締役として適任と判断し、引き続き選任をお願いするものです。

候補者番号 4

## 田邊 昌宏（たなべ まさひろ）

昭和32年3月11日生まれ
（満59歳）
※平成28年6月21日現在

再任

■所有する当社の株式の数
30,000株
※平成28年3月31日現在

■現在の当社における地位
取締役
専務執行役員

■取締役在任年数
3年
※本総会終結時

■取締役会への出席状況
10回／10回
（出席率100%）

### 略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

| | | |
|---|---|---|
| 昭和54年 | 4月 | 当社入社 |
| 平成15年 | 6月 | 当社ロジスティクス事業部長 |
| 平成20年 | 6月 | 当社執行役員　兼　MOL(Europe) B.V. Managing Director |
| 平成23年 | 6月 | 当社常務執行役員 |
| 平成25年 | 6月 | 当社取締役　常務執行役員 |
| 平成27年 | 6月 | 当社取締役　専務執行役員 |
| | | （現在に至る） |

**<担当>**
財務部、経理部、IR室、定航部、
港湾・ロジスティクス事業部、グループ事業部管掌、
営業調査室

### 取締役候補者とした理由

田邊昌宏氏は、定航、港湾・ロジスティクス事業で豊富な経験と実績を有するほか、欧州での定航関連事業会社の統括責任者を務め、現在は専務執行役員として定航、港湾・ロジスティクス事業に加え、コーポレート（財務・経理・IR）部門の管掌を務めるなど、事業経営に関する知見を有しており、当社グループの企業価値向上を実現するため、取締役として適任と判断し、引き続き選任をお願いするものです。

候補者番号 5

## 高橋 静夫（たかはし しずお）

昭和34年1月18日生まれ
（満57歳）
※平成28年6月21日現在

再任

■所有する当社の株式の数
77,000株
※平成28年3月31日現在

■現在の当社における地位
取締役
専務執行役員

■取締役在任年数
2年
※本総会終結時

■取締役会への出席状況
10回／10回
（出席率100%）

### 略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

昭和56年 4月 当社入社
平成18年 6月 当社経営企画部長
平成20年 6月 当社執行役員経営企画部長委嘱
平成22年 6月 当社執行役員
平成23年 6月 当社常務執行役員
平成26年 6月 当社取締役 常務執行役員
平成27年 6月 当社取締役 専務執行役員
（現在に至る）

**<担当>**
チーフコンプライアンスオフィサー、
チーフインフォメーションオフィサー、
安全運航本部 副本部長、内部監査室、秘書室、
経営企画部、広報室、商船三井システムズ株式会社

### 取締役候補者とした理由

高橋静夫氏は、経営企画及びLNG船事業での豊富な経験と実績をもとに、専務執行役員として当社グループの経営企画を担うとともに、チーフコンプライアンスオフィサー（CCO）・チーフインフォメーションオフィサー（CIO）として経営管理・運営に関する知見を有しており、当社グループの企業価値向上を実現するため、取締役として適任と判断し、引き続き選任をお願いするものです。

候補者番号 6

## 橋本 剛（はしもと たけし）

昭和32年10月14日生まれ
（満58歳）
※平成28年6月21日現在

再任

■所有する当社の株式の数
45,000株
※平成28年3月31日現在

■現在の当社における地位
取締役
専務執行役員

■取締役在任年数
1年
※本総会終結時

■取締役会への出席状況
10回／10回
（出席率100%）

### 略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

昭和57年 4月 当社入社
平成20年 6月 当社LNG船部長
平成21年 6月 当社執行役員LNG船部長委嘱
平成23年 6月 当社執行役員
平成24年 6月 当社常務執行役員
平成27年 6月 当社取締役 常務執行役員
平成28年 4月 当社取締役 専務執行役員
（現在に至る）

**<担当>**
エネルギー輸送営業本部長、エネルギー営業戦略室、
石炭船部、LNG船部、海洋・LNGプロジェクト部、
LNG船安全統括室

### 取締役候補者とした理由

橋本剛氏は、LNG船及び海洋事業での豊富な経験とグローバルな事業展開に関する知見を有し、現在は専務執行役員としてエネルギー輸送営業本部を統括するなど、当社グループの事業経営に精通しており、当社グループの企業価値向上を実現するため、取締役として適任と判断し、引き続き選任をお願いするものです。

候補者番号 7

## 松島 正之（まつしま まさゆき）

昭和20年6月15日生まれ
（満71歳）
※平成28年6月21日現在

再任 社外 独立

■所有する当社の株式の数
20,000株
※平成28年3月31日現在

■現在の当社における地位
取締役

■取締役在任年数
5年
※本総会終結時

■取締役会への出席状況
10回／10回
（出席率100%）

**略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）**

| | | |
|---|---|---|
| 昭和43年 | 4月 | 日本銀行入行 |
| 平成 2年 | 4月 | 同行熊本支店長 |
| 平成 4年 | 11月 | 同行ロンドン駐在参事 |
| 平成 8年 | 2月 | 同行調査統計局長 |
| 平成10年 | 6月 | 同行理事（国際関係担当） |
| 平成14年 | 6月 | ボストン コンサルティング グループ 上席顧問 |
| 平成17年 | 2月 | クレディ・スイス証券株式会社 シニア・エグゼクティブ・アドバイザー |
| 平成20年 | 6月 | 同社会長 |
| 平成23年 | 5月 | ボストン コンサルティング グループ シニア・アドバイザー |
| 平成23年 | 6月 | 当社取締役（現在に至る） |

**<重要な兼職の状況>**
三井不動産株式会社　社外取締役
株式会社エヌウィック　取締役会長
インテグラル株式会社　常勤顧問

**社外取締役候補者とした理由**
松島正之氏は、金融分野等における幅広い経験と見識をもとに、グローバルな視点を当社の経営に反映させるとともに、業務執行を行う経営陣から独立した立場から取締役会において積極的にご発言いただき、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただいております。また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会において、決定手続きの透明性と客観性を高めていただいております。以上のことから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 8

## 藤井 秀人（ふじい ひでと）

昭和22年12月13日生まれ
（満68歳）
※平成28年6月21日現在

新任 社外 独立

■所有する当社の株式の数
―株
※平成28年3月31日現在

■現在の当社における地位
―

■取締役在任年数
―年
※本総会終結時

■取締役会への出席状況
―回／―回
（出席率―%）

**略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）**

| | | |
|---|---|---|
| 昭和46年 | 4月 | 大蔵省入省 |
| 平成15年 | 1月 | 財務省大臣官房長 |
| 平成16年 | 7月 | 同省主計局長 |
| 平成18年 | 7月 | 財務事務次官 |
| 平成19年 | 10月 | 日本政策投資銀行　副総裁 |
| 平成20年 | 10月 | 株式会社日本政策投資銀行 代表取締役副社長（平成27年6月退任） |

**<重要な兼職の状況>**
住友商事株式会社　顧問

**社外取締役候補者とした理由**
藤井秀人氏は、わが国の経済運営と政策金融に関わってこられた長年の経験と知見に加え、金融機関の経営者として企業経営にも精通しており、豊富な経験と高い見識を活かし、独立、公正な立場から提言いただくとともに、コーポレート・ガバナンスの維持・強化に貢献していただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号
9

# 勝（かつ） 悦子（えつこ）

昭和30年4月3日生まれ
（満61歳）
※平成28年6月21日現在

新任　社外　独立

■所有する当社の株式の数
―― 株
※平成28年3月31日現在

■現在の当社における地位
―

■取締役在任年数
―― 年
※本総会終結時

■取締役会への出席状況
―― 回 ／ ―― 回
（出席率―%）

## 略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

| | | |
|---|---|---|
| 昭和53年 | 4月 | 株式会社東京銀行（現：株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 |
| 平成 4年 | 12月 | 株式会社日本総合研究所調査部 シニア・エコノミスト |
| 平成 7年 | 4月 | 茨城大学人文学部社会科学科 助教授（国際金融論） |
| 平成10年 | 4月 | 明治大学政治経済学部 助教授 |
| 平成15年 | 4月 | 同大学 同学部 教授 （現在に至る） |
| 平成20年 | 4月 | 同大学 副学長（国際交流担当） （平成28年3月退任） |

**＜重要な兼職の状況＞**
明治大学政治経済学部　教授
一般財団法人進学基準研究機構　理事
日米教育委員会　委員

### 社外取締役候補者とした理由

勝悦子氏は、国際金融論における専門家としての知識と見識、大学経営に参画された経験及びグローバル人材育成に対する取り組みの経験と知見を有しております。これらの経験と知見を当社の経営に反映し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点から提言いただくとともに、コーポレート・ガバナンスの維持・強化に貢献していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
同氏は、業務執行者として会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

（注１）各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
（注２）上記の候補者のうち、松島正之氏、藤井秀人氏及び勝悦子氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。
松島正之氏につきましては、上場証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、藤井秀人氏及び勝悦子氏につきましても、上場証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
（注３）松島正之氏は、当社との間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第１項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
また、藤井秀人氏及び勝悦子氏が取締役に就任された場合、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結する予定であります。

# 第4号議案　補欠監査役1名選任の件

法定の監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、会社法第329条第３項に基づき、補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

## 関（せき）　功（いさお）

昭和21年８月10日生まれ
（満69歳）
※平成28年6月21日現在

新任　社外　独立

■所有する当社の株式の数
―― 株
※平成28年3月31日現在

**略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）**

| | | |
|---|---|---|
| 昭和44年 | 8月 | 監査法人千代田事務所入所 |
| 平成18年 | 6月 | 至誠監査法人入所　代表社員就任 |
| 平成25年 | 1月 | 税理士法人関会計事務所開設<br>代表社員就任（プルーデンス税理士法人へ改名し現在に至る） |

**＜重要な兼職の状況＞**
プルーデンス税理士法人　代表社員

**補欠の社外監査役候補者とした理由**

関功氏は、公認会計士としての長年の経験と会計に関する幅広い知識を有し、監査役に就任された場合にこれらの経験・知識を当社の監査体制に活かし、客観的かつ公正な立場から社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと考え、補欠監査役として選任をお願いするものです。同氏は、業務執行者として会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

（注１）関功氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
（注２）関功氏は、社外監査役の補欠として選任するものであります。なお、同氏が監査役に就任された場合は、上場証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
（注３）関功氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第１項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結する予定です。

## 第5号議案　執行役員及び幹部職員並びに当社子会社社長に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

平成28年度において、当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任するものであります。

**1．特に有利な条件による新株予約権の発行を必要とする理由**

当社の連結業績と株主利益向上に対する意欲や士気の高揚を目的とし、当社の取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社子会社社長に対し、金銭の払込みを要することなく新株予約権を割り当てるものであります。

**2．新株予約権の内容及び数の上限**

⑴ 新株予約権の数の上限

下述⑶に定める内容の新株予約権1,500個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式1,500,000株を上限とし、下述⑶①により当該新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、当該新株予約権に係る調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とする。

⑵ 新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

⑶ 新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は1,000株とする。

但し、本総会における決議の日（以下「決議日」という）後、当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む）または株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は株式分割または株式併合の比率に応じ比例的に調整する。

また、決議日後、当社が資本の減少を行う場合等、当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる１株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値に1.10を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げる。

但し、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当てを含む）または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換または行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{時　　価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

③新株予約権を行使することができる期間

平成29年６月20日から平成38年６月21日までの期間内で、取締役会において決定する。

④新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(ｱ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(ｲ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(ｱ)記載の資本金等増加限度額から上記(ｱ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

⑥新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

⑦当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対

象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(ｱ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ｲ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(ｳ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。

(ｴ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後行使価額に(ｳ)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(ｵ) 新株予約権を行使することができる期間

上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(ｶ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記④に準じて決定する。

(ｷ) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(ｸ) 新株予約権の取得条項

上記⑥に準じて決定する。

⑧新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑨新株予約権の行使条件

(ｱ) 各新株予約権は、１個を分割して行使できないものとする。

(ｲ) 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び幹部職員並びに当社子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

（注）禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任または免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

(ｳ) その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

以　上

# 事業報告 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)



## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1)事業の経過及びその成果

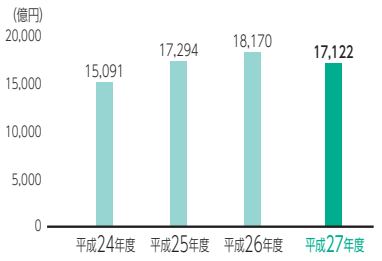
当期における世界経済は、米国やユーロ圏等の先進国では概ね緩やかな回復が続きましたが、インド等の一部を除き、新興国の多くは減速傾向を辿りました。米国では、昨年後半より一部減速の兆しも見られましたが、雇用や所得環境の改善を背景とした堅調な個人消費等に支えられ、期を通しては緩やかな回復基調を持続しました。欧州では、足元で輸出が弱含む傾向が見られるものの、堅調な個人消費や冬場の建設投資増加等を背景に、景気は緩やかな回復基調を辿りました。中国では、個人消費が比較的堅調な伸びを示しつつも、期初より続いた固定資産投資の鈍化や輸出の不振等により、景気減速傾向が続きました。わが国では、7-9月期に一旦プラス成長に転じたものの、輸出や個人消費の伸び悩み等により10-12月期には再びマイナス成長となり、景気回復の足踏み状態が続きました。

海運市況のうち、ドライバルク船市況は、中国による鉄鉱石輸入の伸びの減退や石炭輸入の減少等により、低調に推移しました。夏場に一旦上昇したケープサイズ市況も、その後は中国の景気減速傾向と市況センチメントの悪化等から下落基調を辿り、冬場には全船型で記録的な低水準に下落しました。一方、原油船については、原油安による実需の伸びや中国における戦略備蓄需要の増加を背景に、季節的な変動を経つつも、当期の平均市況は前期の水準を上回りました。コンテナ船市況は、アジア発欧州・南米向けを中心とした荷動きの低迷と大型船の竣工等の影響により、各航路とも極めて低調に推移しました。

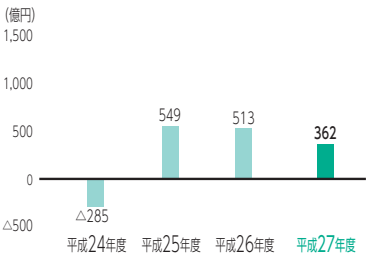
当期の対ドル平均為替レートは、前期比¥12.28/US$円安の¥120.62/US$となりました。また、当期の船舶燃料油価格平均は、前期比US$238/MT下落しUS$265/MTとなりました。

以上の結果、当期の業績につきましては、売上高1兆7,122億円、営業利益23億円、経常利益362億円となりました。親会社株主に帰属する当期純損益は、第4四半期連結会計期間において構造改革費用を計上したこと等により、△1,704億円となりました。

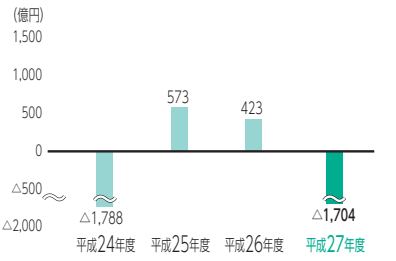
■ 売上高




■ 経常利益又は経常損失(△)




■ 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)



## ⑵財産及び損益の状況

| 区　分 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度<br>(当連結会計年度) |
|---|---|---|---|---|
| 売上高 | 1,509,194百万円 | 1,729,452百万円 | 1,817,069百万円 | **1,712,222百万円** |
| 経常利益又は経常損失（△） | △28,568百万円 | 54,985百万円 | 51,330百万円 | **36,267百万円** |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は<br>親会社株主に帰属する当期純損失（△） | △178,846百万円 | 57,393百万円 | 42,356百万円 | **△170,447百万円** |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失（△） | △149円57銭 | 47円99銭 | 35円42銭 | **△142円50銭** |
| 総資産 | 2,164,611百万円 | 2,364,695百万円 | 2,624,049百万円 | **2,219,587百万円** |
| 純資産 | 619,492百万円 | 783,549百万円 | 892,435百万円 | **646,924百万円** |
| ROE（自己資本利益率） | △30.5% | 9.5% | 5.8% | **△25.8%** |
| ROA（総資本利益率） | △1.4% | 2.4% | 2.1% | **1.5%** |
| 自己資本比率 | 24.7% | 28.7% | 29.8% | **24.4%** |
| ネット・ギアリング・レシオ<br>＊(有利子負債－現金・現金同等物)÷自己資本 | 158% | 135% | 135% | **164%** |

(注) 売上高、経常利益又は経常損失（△）、親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）、総資産、純資産の金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

## ⑶各事業別の概況

### 不定期専用船 事業

売上高 838,893百万円
経常損益 54,857百万円

売上高構成比 48.99%



### ●ドライバルク船部門



ケープサイズ市況は、6月中頃まで平均5千ドル台／日と低調に推移しましたが、年初より解撤が進む中、遠距離ソースであるブラジル出し鉄鉱石出荷量も6月以降伸びたことから上昇に転じ、8月には2万ドル台／日まで回復しました。しかし、その後は中国の景気減速傾向が続いたことに加え、鉄鉱石等のコモディティ市況やFFA（運賃先物取引）の低迷を背景とするセンチメントの悪化もあり、通期平均では7千ドル台／日と厳しい市況環境となりました。パナマックス船型以下の中小型船についても、新造船の供給圧力が根強い中、中国の景気減速に伴う石炭輸入量の減少等もあり船腹余剰感が解消されず、市況は低調に推移しました。このような市況環境のもと、ドライバルク船部門は、長期固定型運賃契約により安定利益を確保したこと及び運航効率改善やコスト削減にも引き続き努めたものの、前期比で損益は大幅に悪化し、当期において損失を計上しました。

### ●油送船・LNG船部門





原油船市況は、原油安による実需の伸びや中国における戦略備蓄需要の増加により海上輸送需要が活発となり、7月末まで高水準で推移しました。その後夏場の不需要期の影響等により一旦下落したものの、10月以降、冬場の需要期を迎えたことで再び上昇しました。この結果、当期の平均市況は前期の水準を上回りました。石油製品船市況は、原油安や中東における製油所の生産拡張に加え、北米ドライブシーズンにおけるガソリン需要増加等により船腹需給が引き締まり、夏場までは堅調に推移しました。秋口以降、アジア域の一部製油所が冬場の生産に備えた定期修繕に入ったこと、ナイジェリアの輸入補助金削減に伴う石油製品輸入の減少、暖冬による灯油需要の減退といった理由により、市況は軟化しましたが、通期平均では前期を上回る水準で推移しました。

このような市況環境のもと、油送船部門は、プール運航による運航効率改善やコスト削減にも継続して努めた結果、前期比で大幅な増益となりました。LNG船市況は、新規プロジェクトの立ち上がりにより海上荷動きが微増となったものの、依然として新造船の供給圧力が強く、総じて低調に推移しました。このような市況下においても、LNG船部門では長期輸送契約による安定収益を引き続き確保し、前期比で増益となりました。

### ●自動車船部門



自動車船部門については、好調な経済が続く米国向けの完成車輸送が堅調に推移しました。一方、原油価格下落等により経済不振に陥った一部資源国・新興国向けの輸送が落ち込んだ結果、トレードパターンの変化に対応した運航効率改善に取り組んだものの、自動車船部門損益は前期比で減益となりました。

## コンテナ船事業

売上高 719,108百万円
経常損益 △29,831百万円

売上高構成比 42.00%



北米航路においては、アジアからの荷動きに関しては総じて堅調に推移したものの、船腹供給の増加により需給バランスが緩み、運賃市況は西岸、東岸向けとも大きく下落しました。欧州航路においては、アジアからの荷動きが大きく低迷、減便による供給スペースの削減に努めたものの需給ギャップは縮まらず、運賃市況は期を通して記録的な安値水準にて推移しました。南米航路においては、アジアから南米東岸向けの荷動きがブラジルの景気後退等により急減、運賃市況は欧州向け同様記録的な安値水準にて推移しました。アジア域内航路においても荷動きは伸び悩み、運賃市況は低迷しました。

ターミナル事業では、北米・ロサンゼルス港の自営ターミナルにおいて、2014年より導入した自動化荷役の拡張、オランダ・ロッテルダム港で当社が共同出資する自動化ターミナルの開業など、最新技術を駆使し効率性を高めることに努めました。また、ロジスティクス事業では、国内の重量物輸送案件の伸び悩みがあったものの、海外における積極的な顧客基盤の拡大に努めました。

このような事業環境のもと、コンテナ船事業全体では様々な合理化策を実施し、コスト削減と効率化に努めましたが、前期比で損失が拡大しました。

## フェリー・内航事業

売上高 49,618百万円
経常損益 4,424百万円






フェリー事業においては、商船三井フェリー㈱の大洗～苫小牧航路就航船が、昨年7月末に発生した車輌甲板火災事故からの復旧工事のため休航していた影響で、旅客及び貨物輸送量が減少しました。その他の航路については、旅客、貨物輸送量共に堅調に推移しました。内航事業においては、在庫調整が続いていることなどの影響で鋼材の輸送量が軟調に推移しました。その結果、フェリー・内航事業全体では、前期比では減収となったものの、燃料油価格の低下等にも支えられ、前期とほぼ同水準の利益を確保しました。

## 関連事業

売上高 96,606百万円
経常損益 10,171百万円

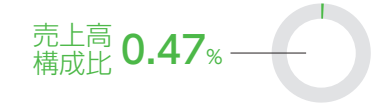





客船事業では、にっぽん丸において堅調な集客を続け、損益を改善させました。不動産事業においては、首都圏を中心に堅調な賃貸オフィスマーケットに支えられ、当社グループの不動産事業の中核であるダイビル㈱は安定的な売上を維持しましたが、昨年3月に竣工した新ダイビルに関する一時費用の増加等により、前期比で減益となりました。燃料油価格下落により商社事業の売上が減少、また、一部の土木事業において採算が悪化した一方、曳船等の業績は総じて堅調に推移しました。これらの結果、関連事業セグメント全体では前期比で減益となりました。

## その他

売上高 7,996百万円
経常損益 3,549百万円




主にコストセンターであるその他の事業には、船舶運航業、船舶管理業、貸船業、金融業、造船業などがありますが、前期比では減益となりました。

## ⑷資金調達等の状況

### ①資金調達の状況

当社グループの当期の所要資金は、自己資金や金融機関からの借入金で手当てしました。

### ②設備投資の状況

当期中に実施した企業集団の設備投資の総額は、約1,157億円であり、その主なものは船舶であります。

| セグメントの名称 | 設備投資額 |
|---|---|
| 不定期専用船事業 | 87,115 百万円 |
| コンテナ船事業 | 15,525 |
| フェリー・内航事業 | 5,865 |
| 関連事業 | 5,177 |
| その他 | 123 |
| 調整額 | 1,903 |
| 計 | 115,712 |

（注１）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。
（注２）調整額には、特定のセグメントに帰属しない全社資産を含みます。

なお、不定期専用船及びコンテナ船29隻の売却を行いました。

**船舶の売却**

| セグメントの名称 | 隻数 | 重量トン | 帳簿価額 |
|---|---|---|---|
| 不定期専用船事業 | 27 | 1,615 千重量トン | 42,861 百万円 |
| コンテナ船事業 | 2 | 47 | 6 |
| 計 | 29 | 1,663 | 42,867 |

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

### ⑸会社の経営戦略と対処すべき課題

当社は平成26年4月に開始した3ヵ年中期経営計画「STEER FOR 2020」（以下、SF2020）に基づき①事業ポートフォリオの変革、②事業モデルの変革、③事業領域の変革の3つの変革を進めてきました。しかしながら、原油安・資源価格安・中国経済の成長鈍化といった外部環境の大幅な変化により平成27年度の利益計画を達成することが極めて困難となったため、平成28年1月末に構造改革を実行することを決定しました。

平成28年度はSF2020に代えて単年度経営計画として以下の施策を実行してまいります。

**①構造改革の完遂**

SF2020では長期契約に基づく安定利益を積み上げる一方、市況のエクスポージャー(傭船マーケットでのフリー運航ビジネス)の縮減を図ってきましたが、ドライバルク船市況とコンテナ船運賃市況が歴史的低水準で推移し、当社の業績に大きく影響しました。

これを受け、構造改革として、ドライバルク船事業については中小型バルカーに関するビジネスモデルの抜本的な見直しとケープサイズバルカーの船隊規模縮小を、コンテナ船事業については事業資産の減損等を決定しました。平成28年度は余剰船腹の早期売船及び早期返船を確実に実行してまいります。

**②今後の成長戦略の基盤構築**

中期的な環境の変化に合わせたビジネスモデルの創出に向けて、将来へ向けた事業の種蒔きを行い、成長軌道に復帰するための基盤構築に取り組みます。

また、事業の成長性や競争力の観点から、各セグメントにおいて必要に応じて他社との提携、M&A、撤退・売却を含めた再編を行い、事業ポートフォリオの最適化を図ってまいります。

⑴営業力の強化

・新設した「ドライバルク営業本部」「エネルギー輸送営業本部」をはじめとして、部門間の連携を強化し、顧客ニーズに的確に対応する。
・アジア・中東・大洋州地域を中心に成長分野の事業機会を地域ごとに捉え、総代表や国代表を活用し、グループの総合力を活かした活動を展開する。

⑵環境の変化に合わせたビジネスモデルの創出

・海運部門を事業の基盤としつつ、ロジスティクス事業・ターミナル事業等の海運関連部門及び不動産事業へ経営資源を重点投入する。

・当社グループの提供するサービスの付加価値向上に向け、ITと環境技術を顧客ニーズに結び付けたサービスの開発を推進する。

なお、当社グループは、完成自動車車両の海上輸送に関して各国競争法違反の疑いがあるとして、米国、欧州その他海外の当局による調査の対象となっております。また、本件に関連して、当社グループに対し損害賠償及び対象行為の差止め等を求める集団訴訟が米国等において提起されています。このような事態を厳粛に受け止め、当社グループでは独禁法をはじめとするコンプライアンス強化と再発防止に引き続き取り組んでまいります。

### ⑹主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

世界的な規模において不定期船、各種専用船、油送船、ＬＮＧ船及びコンテナ船による海上貨物運送を行い、運賃、貸船料、運航手数料等を収受する海運業、海洋事業、倉庫業及び不動産賃貸業など。

### ⑺主要な拠点等（平成28年３月31日現在）

**①当社**

本店・本社（東京都）
名古屋支店（愛知県）、関西支店（大阪府）、九州支店（福岡県）、広島事務所（広島県）、
北京駐在員事務所（中国）

**②子会社**

■国内の主要拠点
東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県

■海外の主要拠点
米国、カナダ、メキシコ、パナマ、ブラジル、チリ、ペルー、ウルグアイ、英国、ドイツ、オランダ、ベルギー、ポーランド、チェコ、トルコ、エジプト、コートジボワール、ガーナ、ナイジェリア、南アフリカ、中国、韓国、台湾、フィリピン、ベトナム、カンボジア、シンガポール、マレーシア、インドネシア、インド、パキスタン、タイ、ミャンマー、オーストラリア、ニュージーランド

### ⑻企業集団の船腹量（平成28年３月31日現在）

| 区分 | 不定期専用船事業 | | | | コンテナ船事業 | | フェリー・内航事業 | | 関連事業 | | その他 | | 合計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ドライバルク船<br>自動車船 | | 油送船<br>ＬＮＧ船 | | コンテナ船 | | フェリー・内航船 | | 客船 | | その他 | | | |
| | 隻数 | 重量トン | 隻数 | 重量トン | 隻数 | 重量トン | 隻数 | 重量トン | 隻数 | 重量トン | 隻数 | 重量トン | 隻数 | 重量トン |
| | | 千重量トン | | 千重量トン | | 千重量トン | | 千重量トン | | 千重量トン | | 千重量トン | | 千重量トン |
| 保有船 | 120 | 7,378 | 97 | 13,319 | 16 | 1,168 | 15 | 90 | 1 | 5 | 0 | 0 | 249 | 21,960 |
| 傭船 | 373 | 27,266 | 95 | 3,740 | 79 | 5,430 | 29 | 84 | 0 | 0 | 2 | 13 | 578 | 36,533 |
| 運航受託船 | 0 | 0 | 2 | 143 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 144 |
| 計 | 493 | 34,644 | 194 | 17,202 | 95 | 6,599 | 45 | 174 | 1 | 5 | 2 | 13 | 830 | 58,637 |

## ⑼従業員の状況（平成28年３月31日現在）

### ①企業集団の従業員の状況

| セグメントの名称 | 従業員数 |
|---|---|
| 不定期専用船事業 | 1,357（ 139）名 |
| コンテナ船事業 | 5,456（ 354） |
| フェリー・内航事業 | 845（ 62） |
| 関連事業 | 2,160（1,489） |
| その他 | 355（ 71） |
| 全社（共通） | 327（ 66） |
| 計 | 10,500（2,181） |
| 前期末 | 10,508（2,174） |

（注１）従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（ ）内に当期の平均人数を外数で記載しております。
（注２）全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

### ②当社の従業員の状況

| 従業員数 | | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|---|
| 陸上 | 642名 | 36名 | 39.6歳 | 16.0年 |
| 海上 | 283 | △1 | 33.6 | 10.7 |
| 計 | 925 | 35 | 39.2 | 14.4 |

（注１）陸上従業員数には、社外出向者418名、嘱託他172名を含んでおりません。
（注２）海上従業員数には、社外出向者5名、嘱託他45名を含んでおりません。

## ⑽重要な子会社の状況（平成28年３月31日現在）

| 会社名 | 資本金 | 出資比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| ダイビル株式会社 | 12,227百万円 | ＊ 51.06％ | 不動産業 |
| 株式会社宇徳 | 2,155 | ＊ 67.42 | 港湾運送業 |
| 商船三井客船株式会社 | 100 | 100.00 | 海運業 |
| 商船三井近海株式会社 | 660 | 100.00 | 海運業 |
| 商船三井テクノトレード株式会社 | 490 | 100.00 | 燃料油、舶用資材、機械販売業 |
| 商船三井ロジスティクス株式会社 | 756 | 75.06 | 航空運送代理店業等 |
| 株式会社フェリーさんふらわあ | 100 | 99.00 | 海運業 |
| 日産専用船株式会社 | 640 | 90.00 | 海運業 |
| 商船三井フェリー株式会社 | 1,577 | 100.00 | 海運業 |
| Phoenix Tankers Pte. Ltd. | 379,311千米ドル | 100.00 | 海運業 |
| Tokyo Marine Asia Pte. Ltd. | 138,017千シンガポールドル | 100.00 | 海運業 |
| TraPac, LLC | － | ＊ 51.00 | 港湾運送業 |

（注１）記載金額は、百万円、千米ドル、千シンガポールドル未満を切捨てて表示しております。
（注２）「出資比率」は、実質出資比率を表示しております。
＊印は子会社による出資分を含む比率であります。

## ⑾当社の主要な借入先の状況（平成28年３月31日現在）

| 借入先 | 借入額 |
|---|---|
| 株式会社三井住友銀行 | 29,517百万円 |
| 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行 | 25,592 |
| 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 | 20,152 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 19,597 |
| 株式会社日本政策投資銀行 | 17,851 |
| 農林中央金庫 | 15,997 |
| 株式会社みずほ銀行 | 960 |

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

## 2．会社の株式に関する事項（平成28年３月31日現在）

**⑴発行可能株式総数**　3,154,000,000株

**⑵発行済株式の総数**　1,206,286,115株（**うち自己株式数**　10,197,929株）

**⑶当事業年度末の株主数**　104,202名

**⑷大株主**

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| 1. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 216,542千株 | 18.10% |
| 2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 | 43,804 | 3.66 |
| 3. 三井住友海上火災保険株式会社 | 30,165 | 2.52 |
| 4. 株式会社三井住友銀行 | 30,000 | 2.51 |
| 5. ビーエヌワイエムエル ノン トリーティー アカウント | 29,716 | 2.48 |
| 6. 資産管理サービス信託銀行株式会社 | 19,877 | 1.66 |
| 7. チェース マンハッタン バンク ジーティーエス クライアンツ アカウント エスクロウ | 18,509 | 1.55 |
| 8. 野村信託銀行株式会社 | 17,997 | 1.50 |
| 9. 株式会社みずほ銀行 | 17,000 | 1.42 |
| 10. ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 505234 | 15,026 | 1.26 |

（注１）持株数は、千株未満を切捨てて表示しております。
（注２）上記各信託銀行の持株数には、信託業務に係る株式を含んでおります。
（注３）持株比率は自己株式（10,197,929株）を控除して計算しております。

## 3．会社役員に関する事項

### ⑴取締役及び監査役（平成28年３月31日現在）

| 地位 | 氏名 | 担当 | 重要な兼職の状況 |
|---|---|---|---|
| 代表取締役会長執行役員 | 武藤光一 | | |
| 代表取締役社長執行役員 | 池田潤一郎 | | 日本船主責任相互保険組合　代表理事・組合長 |
| 代表取締役副社長執行役員 | 永田健一 | 全般社長補佐、不定期船室担当 | |
| 取締役専務執行役員 | 田邊昌宏 | 財務部、経理部、ＩＲ室、定航部、港湾・ロジスティクス事業部管掌、営業調査室担当 | |
| 取締役専務執行役員 | 高橋静夫 | 内部監査室、秘書室、経営企画部、広報室、商船三井システムズ株式会社、コンプライアンス担当 | |
| 取締役常務執行役員 | 橋本剛 | LNG船部、海洋・LNGプロジェクト部、エム・オー・エル・エルエヌジー輸送株式会社担当 | |
| 取締役 | 小村武 | | 後記「⑷社外役員に関する事項」に記載 |
| 取締役 | 松島正之 | | 後記「⑷社外役員に関する事項」に記載 |
| 常勤監査役 | 太田威彦 | | 株式会社宇徳　社外監査役 |
| 常勤監査役 | 中島孝 | | |
| 監査役 | 伊丹敬之 | | 後記「⑷社外役員に関する事項」に記載 |
| 監査役 | 山下英樹 | | 後記「⑷社外役員に関する事項」に記載 |

（注１）取締役 小村武、松島正之の両氏は、社外取締役であり、当社は両氏を上場証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
（注２）監査役 伊丹敬之及び山下英樹の両氏は、社外監査役であり、当社は両氏を上場証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
（注３）監査役 伊丹敬之氏は、経営学の専門家として経営戦略などの実践的研究を通じて企業経営に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
（注４）監査役 山下英樹氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

（注５）平成27年６月23日開催の定時株主総会終結の時をもって、取締役 佐藤和弘及び渡辺律夫の両氏が任期満了により退任いたしました。
（注６）平成27年７月21日をもって、取締役 西田厚聰氏（社外取締役 担当なし）が辞任により退任いたしました。
（注７）平成27年６月23日開催の定時株主総会終結の時をもって、監査役 津田昌明氏が任期満了により退任いたしました。
（注８）平成28年３月31日現在の執行役員は次のとおりであります（取締役の兼務者を除く）。

**執行役員**（平成28年３月31日現在）

| 地位 | 氏名 | 担当 |
|---|---|---|
| 専務執行役員 | 根本正昭 | ドライバルク船スーパーバイジング室、タンカー安全管理室、エム・オー・エル・エルエヌジー輸送株式会社管掌、人事部、海上安全部、安全運航担当 |
| 常務執行役員 | 八田宏和 | 総務部、グループ事業部、関西地区担当 |
| 常務執行役員 | 西尾哲郎 | 専用船部担当 |
| 常務執行役員 | 小西俊哉 | 港湾・ロジスティクス事業部担当、米州総代表 |
| 常務執行役員 | 井上孝昭 | タンカー安全管理室、エム・オー・エル・エルエヌジー輸送株式会社、海上安全部担当補佐 |
| 常務執行役員 | 丸山卓 | 財務部、IR室担当 |
| 常務執行役員 | 小野晃彦 | 定航部担当 |
| 常務執行役員 | 光田明生 | 油送船部、タンカー安全管理室担当 |
| 常務執行役員 | 尾本直俊 | 自動車船部担当 |
| 執行役員 | 園部俊行 | Mitsui O.S.K. Bulk Shipping (Asia Oceania)Pte. Ltd. Managing Director委嘱<br>アジア・中東・大洋州総代表 |
| 執行役員 | 川越美一 | 技術部担当 |
| 執行役員 | 堀口英夫 | 経理部担当 |
| 執行役員 | 八嶋浩一 | 人事部担当 |
| 執行役員 | 赤坂光次郎 | MOL(ASIA)LIMITED Managing Director委嘱<br>アジア・中東・大洋州副総代表 |
| 執行役員 | 稲岡俊一 | ドライバルク船スーパーバイジング室、海上安全部担当補佐、ドライバルク船スーパーバイジング室長委嘱 |

| 地位 | 氏名 | 担当 |
|---|---|---|
| 執行役員 | 田中 利明 | 鉄鋼原料船部担当 |
| 執行役員 | 石原 伸男 | Mitsui O.S.K. Bulk Shipping (Europe) Ltd. Managing Director委嘱<br>欧州・アフリカ総代表 |
| 執行役員 | 松坂 顕太 | LNG船部長委嘱 |

### ⑵責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第１項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。

### ⑶取締役及び監査役の報酬等の額

当社は、同業種他社及び他業種同規模他社を参考にしながら、人材を確保するにふさわしく、業績達成の動機付けとなる業績連動性を有し、中長期の企業価値と連動するよう、役員報酬体系を策定しております。

また、社外取締役全員に、取締役会の決議により決定した代表取締役会長執行役員及び代表取締役社長執行役員を加えた委員により構成され、社外取締役が委員長を務める「報酬諮問委員会」を設置し、取締役（社外を含む）の報酬及び待遇の体系や算定方法、並びに個人別の報酬及び待遇の内容につき審議を行っております。

| 区分 | 支給人員 | 報酬等の種類別の総額 | | | 報酬額の総額 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 月例報酬 | 賞与 | ストックオプション | |
| 取締役<br>（社外取締役を含む） | 11名 | 316百万円 | －百万円 | 37百万円 | 353百万円 |
| 監査役<br>（社外監査役を含む） | 5 | 85 | － | － | 85 |
| 計 | 16 | 401 | － | 37 | 438 |

（注１）上記には、平成27年度中に退任した取締役3名及び監査役1名に係る報酬が含まれております。
（注２）上記のうち、社外役員5名に対する報酬等の総額は45百万円であります。
（注３）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

### ⑷社外役員に関する事項

**当事業年度における主な活動状況、重要な兼職の状況**

**[社外取締役]**

| 氏　名 | 主な活動状況 | 重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 小村　武 | 当事業年度開催の取締役会10回全てに出席し、社外取締役としての客観的視点から、わが国の経済運営や政策金融に関する長年の経験と知見に基づき、議案審議等に必要な発言を行っております。 | 公益財団法人資本市場振興財団 理事長<br>前澤工業株式会社 社外取締役 |
| 松島正之 | 当事業年度開催の取締役会10回全てに出席し、社外取締役としての客観的視点から、金融界における長年の経験と知見に基づき、議案審議等に必要な発言を行っております。 | 三井不動産株式会社 社外取締役<br>株式会社エヌウィック 取締役会長<br>インテグラル株式会社 常勤顧問 |
| 西田厚聰 | 当事業年度において、平成27年７月21日退任までに開催された取締役会３回のうち２回に出席し、社外取締役としての客観的視点から、経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、議案審議等に必要な発言を行っております。 | 株式会社東芝 相談役<br>公益社団法人日本租税研究協会 会長<br>公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会 会長<br>公益財団法人国際研修協力機構 会長 |

**[社外監査役]**

| 氏　名 | 主な活動状況 | 重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 伊丹敬之 | 当事業年度開催の取締役会10回のうち９回に出席し、また、監査役会11回のうち10回に出席し、主に経営学者としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 | 東京理科大学イノベーション研究科教授<br>株式会社東芝 社外取締役<br>ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社 社外監査役 |
| 山下英樹 | 当事業年度開催の取締役会10回全てに出席し、また、監査役会11回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 | 山下・遠山法律特許事務所 弁護士<br>株式会社アイセルネットワークス 社外監査役 |

（注）当社と各社外取締役及び各社外監査役の兼職先との間に重要な取引関係はありません。

## 4．業務の適正を確保するための体制

### ⑴業務の適正を確保するための体制の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則にもとづき、以下のとおり、業務の適正を確保するための体制の整備方針を決議し、適宜これを改定し運用しております。平成27年度は次の更新を決議しました（最終改定　平成28年3月31日）。なお、本方針は、今後も継続的な改善を図るものとしております。

①平成27年度に設置した指名諮問委員会及び報酬諮問委員会に関する記述を追加。
②中期経営計画や年次予算に基づき、グループ会社の業務の執行状況を管理し、必要な経営資源を適時適切に配分させる旨を明記。
③グループ会社役職員から当社監査役への報告体制について明記。
④監査役の職務執行に係る費用の処理方法について明記。
⑤内部通報に関し、秘密厳守と報告・相談を理由とした不利益な処遇を行わないことを明記。

**イ．取締役及び執行役員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

＜コンプライアンス＞

⑷当社グループは法令及び定款に従うのみならず、「社会規範と企業倫理に則った透明性の高い経営を行うこと」を企業理念のひとつに掲げている。当社はコンプライアンス体制の基礎としてコンプライアンス規程を定め、取締役会が任命するチーフコンプライアンスオフィサー(CCO)を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、定期的なモニタリングを通じ、コンプライアンス体制の整備及び維持を図る。

⑹役職員の行動規範としてコンプライアンス規程第５条に行動基準を定め、これらの遵守を図る。とりわけ、各国競争法の遵守、反社会的勢力に対する毅然とした対応、インサイダー取引の禁止、贈収賄の禁止、顧客及び会社等の秘密情報の保持、差別・ハラスメントの禁止等を徹底する。

⑹全ての役職員を対象に、独占禁止法、金融商品取引法、不正競争防止法等の各種法令・規則、及び社内規程に関する階層別研修、分野別研修、e-ラーニングなどを実施し、コンプライアンス違反の予防並びに改善措置を講じると共に、コンプライアンス意識の徹底・向上を図る。

⑹コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス違反に関する報告・相談のための社内窓口及び社外弁護士によるコンプライアンス相談窓口を設置するなど報告・相談システムを整備し、運用を行う。当社は当社グループの役職員によるコンプライアンス違反行為に関する報告・相談については秘密を厳守すると共に当該報告・相談をしたことを理由に不利益な処遇がなされないことを保証する。

＜コーポレートガバナンス＞

⑹社内取締役と社外取締役により構成される取締役会は取締役会規程により、その適切な運営を確保し、取締役の職務の執行を監督し、コンプライアンス違反行為を未然に防止する。また、取締役は取締役会を通じて会社経営全般の最高方針決定に関わると共に、取締役会の一員として、執行役員の業務執行を監督・督励する。

(f)取締役会は経営会議を設置し、同会議は取締役会が決定した最高方針に基づき、社長執行役員が経営の基本計画及び業務の執行に関する重要案件を決裁するための審議を行う。
(g)取締役会は、監査役が監査役会規程及び監査役監査基準により定める監査の方針に従い取締役及び執行役員の職務の執行を監査し、その他法令で定める任務を遂行できる環境を確保するよう努める。
(h)内部監査部門として経営会議からのみ指示を受け、他のいかなる職制からも独立した内部監査室を置く。

**ロ．取締役及び執行役員の人事並びに報酬決定プロセスの客観性と透明性を確保するための体制**

(a)取締役及び執行役員の指名並びに報酬等に係る手続きの客観性と透明性を高め、説明責任を強化することを目的として、取締役会の下に指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置する。
(b)指名諮問委員会及び報酬諮問委員会は会長、社長、及び独立社外取締役全員で構成され、委員長は取締役会の決議によって独立社外取締役の中から選定される。
(c)指名諮問委員会は取締役会の諮問に応じて、取締役及び執行役員の選任及び解任等に関する事項について審議を行い、取締役会に対して答申を行う。
(d)報酬諮問委員会は取締役会の諮問に応じて、取締役及び執行役員の報酬及び待遇等に関する事項について審議を行い、取締役会に対して答申を行う。
(e)取締役会は指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の答申を尊重する。

**ハ．取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

(a)取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報については文書または電子情報により、文書管理規程及び電子情報セキュリティ規程に基づき、定められた期間、適切に保存・管理する。
(b)取締役及び監査役は、随時これらの文書を閲覧できるものとする。

**ニ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

当社は、損失の危険に係る主たるリスクについて、以下の管理体制を整え、経営会議はその他のリスクを含めた全リスクの管理を統括する機関として機能する。

(a)海運市況リスク

当社の主たる事業である海上輸送の分野においては、世界の荷動き量及び船腹供給量の動向が船腹需給に影響を及ぼし、運賃及び傭船料の市況が変動する為、船舶などの投資に係る重要案件は、経営会議の予備審議機関として投融資委員会を設置し、同委員会においてリスクの把握、分析及び評価を経た上で、意思決定機関に付議する。

(b)船舶の安全運航

経営会議の下部機関として社長執行役員を委員長とする安全運航対策委員会を設置し、同委員会は安全運航対策委員会規程に基づき安全運航に関する事項の検討及び審議を行い、運航船の安全運航の確保・徹底を図る。また、万一、不慮の事故が発生した場合は重大海難対策本部規程に基づき、損害拡大の防止と環境保全を図る。

(c)市場リスク

船舶燃料油価格の変動、為替レートの変動及び金利の変動などの市場リスクについては、市場リスク管理規程に基づき適切に管理することにより、リスクの低減を図る。

**ホ．取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

⑷取締役会は年間10回程度、適切な間隔を置いて開催するほか、必要に応じて随時開催する。取締役会に付議すべき重要な事項は、取締役会規程に定め、原則として経営会議においてあらかじめ審議する。

⑹経営会議は社長執行役員が指名し、取締役会が承認するメンバーにより構成され、経営会議規程により原則として週１回開催するほか、必要に応じて随時開催する。また、経営会議は必要に応じ、下部機関として委員会を設け、必要事項につき諮問する。

⑹執行役員は取締役会で選任され、執行役員規程により代表取締役から権限の委譲を受け、組織規程が定める組織の業務分掌及び職位の職務権限に基づき、取締役会の決定した会社経営全般の最高方針に従い、業務執行を行う。

**ヘ．財務報告の信頼性を確保するための体制**

⑷適切な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理規程を定めると共に、財務報告に関わる内部統制の体制整備と有効性向上を図る。

⑹内部監査室は、財務報告に関わる内部統制の有効性を評価する。評価を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

**ト．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

⑷グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用するグループ企業理念を掲げ、これを基礎として、グループ各社で諸規程を定める。

⑹グループ会社の経営管理については、グループ全体の中期経営計画及び年度予算に基づき、各社における業務の執行状況を管理する。また、各社の事業内容によって管理担当部室を定め、担当部室長は、グループ会社経営管理規程に基づき、グループ会社の取締役等から適時必要な報告を受け、経営状態及び事業リスクを適切に把握すると共に、重要経営事項については、当社の承認を得てこれを実行するよう求め、グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われるよう必要な経営資源を適時適切に配分する。但し、組織規程に基づき準社内組織と位置付けられたグループ会社については、担当部室長に代わり担当役員がこれを行う。

⑹グループ会社におけるコンプライアンスを確保するため、当社の行動基準を含むコンプライアンス規程に則してグループ各社で諸規程を定める。当社のコンプライアンス相談窓口はグループ会社役職員からの相談も受け付け、グループ全体としてコンプライアンスの徹底を図る。当社はグループ会社に対し、当社グループの役職員によるコンプライアンス違反行為に関する報告・相談についての秘密を厳守すると共に、当該報告・相談をしたことを理由に不利益な処遇がなされないことを保証することを求める。

⑹グループ会社の監査については、各社が適切に内部監査体制を構築すると共に、当社の内部監査室は、内部監査規程に基づき定期及び随時に国内外のグループ会社の内部監査を行う。

**チ．監査役の職務を補助する専任スタッフとその独立性に関する事項**

⑷監査役の職務を補助するため、監査役室を設置し、当社の従業員から監査役補助者を任命する。

(b)監査役補助者の人事評価は監査役が行い、監査役補助者の人事異動は監査役会の同意を得て決定する。
(c)監査役補助者は原則として業務の執行に係る役職を兼務しない。

**リ．取締役、執行役員及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

(a)取締役、執行役員及び従業員が監査役に報告すべき事項についての規程を定め、当該規程に基づき、取締役、執行役員及び従業員は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告する。グループ会社の取締役、監査役、執行役員、及び従業員は、当社及び当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告できるものとする。
(b)コンプライアンス規程に基づく報告・相談システムの適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。当社グループの役職員によるコンプライアンス違反行為に関する監査役への報告・相談については秘密を厳守すると共に、当該報告・相談をしたことを理由に不利益な処遇がなされないことを保証する。
(c)代表取締役は監査役と定期的に会合を持つよう努める。
(d)内部監査室は監査役と連絡・調整を行い、監査役の監査の実効的な実施に協力する。
(e)監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をした時は、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用または債務を処理する。

### (2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制は、上記に従い適切に運用されており、問題は生じていません。

①コンプライアンスについては、当社及び子会社の役職員に対して、行動基準を定め、社内研修やe-ラーニング研修を開催するなど、コンプライアンス意識の徹底・向上を図っております。
②取締役及び執行役員の職務の執行については、取締役会で選任され代表取締役から権限の委譲を受けた執行役員が、取締役会で決定された経営の最高方針に従い業務執行を行うことで経営のスピードアップを図っています。当期は取締役会を10回開催し、最重要事項につき審議・決定したほか、各部門の担当執行役員から業務執行につき報告を受けました。また、経営会議を原則毎週開催し、経営の基本計画及び業務の執行に関する重要事項の審議・決定を行いました。
③金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施し、内部統制システムの適切な運用を確認しております。
④当社及び子会社の事業の報告については、定期的に当社取締役会のみならず社内の重要な会議で報告がなされ、改善が必要な課題や問題点が生じた場合には適時関係部署への指示を行っております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

（単位：百万円）

| 科　目 | 当連結会計年度 平成28年3月31日現在 金　額 | 前連結会計年度(ご参考) 平成27年3月31日現在 金　額 |
|---|---|---|
| **資産の部** | | |
| **流動資産** | **456,475** | **511,795** |
| 現金及び預金 | 146,260 | 86,622 |
| 受取手形及び営業未収金 | 130,293 | 178,844 |
| 有価証券 | 20,000 | 45,000 |
| たな卸資産 | 27,860 | 49,025 |
| 繰延及び前払費用 | 66,101 | 75,937 |
| 繰延税金資産 | 1,449 | 2,106 |
| その他流動資産 | 65,486 | 75,796 |
| 貸倒引当金 | △975 | △1,537 |
| **固定資産** | **1,763,112** | **2,112,254** |
| **有形固定資産** | **1,376,431** | **1,498,028** |
| 船舶 | 822,269 | 906,983 |
| 建物及び構築物 | 159,483 | 165,930 |
| 機械装置及び運搬具 | 22,827 | 21,387 |
| 器具及び備品 | 4,481 | 5,927 |
| 土地 | 221,614 | 221,993 |
| 建設仮勘定 | 143,342 | 173,279 |
| その他有形固定資産 | 2,412 | 2,526 |
| **無形固定資産** | **33,483** | **37,068** |
| **投資その他の資産** | **353,197** | **577,157** |
| 投資有価証券 | 94,387 | 128,415 |
| 関係会社株式 | 120,667 | 140,395 |
| 長期貸付金 | 49,014 | 74,958 |
| 長期前払費用 | 3,565 | 3,692 |
| 退職給付に係る資産 | 13,291 | 24,063 |
| 繰延税金資産 | 4,422 | 3,954 |
| その他長期資産 | 69,909 | 203,182 |
| 貸倒引当金 | △2,061 | △1,504 |
| **資産合計** | **2,219,587** | **2,624,049** |

| 科　目 | 当連結会計年度 平成28年3月31日現在 金　額 | 前連結会計年度(ご参考) 平成27年3月31日現在 金　額 |
|---|---|---|
| **負債の部** | | |
| **流動負債** | **463,794** | **505,346** |
| 支払手形及び営業未払金 | 127,171 | 167,001 |
| 短期社債 | 45,000 | 15,000 |
| 短期借入金 | 107,976 | 179,388 |
| 未払法人税等 | 4,871 | 7,638 |
| 前受金 | 29,326 | 36,280 |
| 繰延税金負債 | 711 | 592 |
| 賞与引当金 | 4,484 | 4,763 |
| 役員賞与引当金 | 130 | 241 |
| 事業整理損失引当金 | 71,007 | — |
| 契約損失引当金 | 8,603 | — |
| コマーシャル・ペーパー | — | 5,500 |
| その他流動負債 | 64,508 | 88,940 |
| **固定負債** | **1,108,868** | **1,226,267** |
| 社債 | 220,840 | 270,185 |
| 長期借入金 | 648,116 | 688,331 |
| 長期リース債務 | 20,947 | 22,928 |
| 繰延税金負債 | 81,553 | 109,042 |
| 退職給付に係る負債 | 13,442 | 13,659 |
| 役員退職慰労引当金 | 1,659 | 1,803 |
| 特別修繕引当金 | 14,854 | 15,802 |
| その他固定負債 | 107,454 | 104,513 |
| **負債合計** | **1,572,662** | **1,731,614** |
| **純資産の部** | | |
| **株主資本** | **458,121** | **636,530** |
| 資本金 | 65,400 | 65,400 |
| 資本剰余金 | 45,388 | 44,468 |
| 利益剰余金 | 354,179 | 533,484 |
| 自己株式 | △6,847 | △6,823 |
| **その他の包括利益累計額** | **82,830** | **146,026** |
| その他有価証券評価差額金 | 20,950 | 44,260 |
| 繰延ヘッジ損益 | 35,033 | 68,769 |
| 為替換算調整勘定 | 26,885 | 27,673 |
| 退職給付に係る調整累計額 | △39 | 5,322 |
| **新株予約権** | **2,681** | **2,553** |
| **非支配株主持分** | **103,292** | **107,324** |
| **純資産合計** | **646,924** | **892,435** |
| **負債純資産合計** | **2,219,587** | **2,624,049** |

## 連結損益計算書

(単位：百万円)

| 科　目 | 当連結会計年度<br>自　平成27年４月１日<br>至　平成28年３月31日<br>金　額 | 前連結会計年度(ご参考)<br>自　平成26年４月１日<br>至　平成27年３月31日<br>金　額 |
|---|---|---|
| **売上高** | **1,712,222** | **1,817,069** |
| 売上原価 | 1,594,568 | 1,683,795 |
| **営業総利益** | **117,653** | **133,274** |
| 販売費及び一般管理費 | 115,330 | 116,024 |
| **営業利益** | **2,323** | **17,249** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 4,078 | 2,704 |
| 受取配当金 | 6,131 | 6,920 |
| 持分法による投資利益 | 9,178 | 4,930 |
| その他営業外収益 | 31,359 | 34,210 |
| **営業外収益計** | **50,747** | **48,765** |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 14,576 | 12,555 |
| その他営業外費用 | 2,227 | 2,129 |
| **営業外費用計** | **16,803** | **14,685** |
| **経常利益** | **36,267** | **51,330** |
| **特別利益** | | |
| 固定資産売却益 | 9,430 | 16,225 |
| 投資有価証券売却益 | 12,933 | 135 |
| 傭船解約金 | 4,059 | 2,229 |
| その他特別利益 | 3,588 | 7,562 |
| **特別利益計** | **30,011** | **26,152** |
| **特別損失** | | |
| 固定資産処分損 | 787 | 2,852 |
| 関係会社株式評価損 | 26,228 | — |
| 構造改革費用 | 179,290 | — |
| 減損損失 | — | 10,198 |
| その他特別損失 | 14,359 | 6,099 |
| **特別損失計** | **220,665** | **19,150** |
| **税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失（△）** | **△154,385** | **58,332** |
| **法人税、住民税及び事業税** | **11,133** | **12,440** |
| **法人税等調整額** | **260** | **△2,577** |
| **当期純利益又は当期純損失（△）** | **△165,779** | **48,469** |
| **非支配株主に帰属する当期純利益** | **4,668** | **6,113** |
| **親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）** | **△170,447** | **42,356** |

# 計算書類

## 貸借対照表

（単位：百万円）

| 科　目 | 当　期<br>平成28年3月31日現在<br>金　額 | 前　期（ご参考）<br>平成27年3月31日現在<br>金　額 |
|---|---|---|
| **資産の部** | | |
| **流動資産** | **293,099** | **380,617** |
| 現金及び預金 | 81,798 | 22,130 |
| 営業未収金 | 74,680 | 112,952 |
| 短期貸付金 | 31,886 | 71,795 |
| 立替金 | 4,115 | 7,921 |
| 有価証券 | 20,000 | 45,000 |
| 貯蔵品 | 16,985 | 33,151 |
| 繰延及び前払費用 | 36,859 | 44,475 |
| 代理店債権 | 11,086 | 18,351 |
| その他流動資産 | 16,272 | 26,068 |
| 貸倒引当金 | △585 | △1,227 |
| **固定資産** | **666,471** | **721,059** |
| **有形固定資産** | **126,525** | **117,259** |
| 船舶 | 86,486 | 84,419 |
| 建物 | 10,506 | 9,440 |
| 構築物機械装置 | 338 | 411 |
| 車両運搬具 | 42 | 95 |
| 器具及び備品 | 523 | 609 |
| 土地 | 16,694 | 16,694 |
| 建設仮勘定 | 10,216 | 3,784 |
| その他有形固定資産 | 1,716 | 1,803 |
| **無形固定資産** | **13,227** | **15,970** |
| **投資その他の資産** | **526,718** | **587,829** |
| 投資有価証券 | 69,603 | 99,684 |
| 関係会社株式及び出資金 | 211,648 | 239,726 |
| 長期貸付金 | 150,294 | 137,971 |
| 長期前払費用 | 12,621 | 15,593 |
| 長期リース債権 | 80,452 | 84,841 |
| その他投資等 | 12,513 | 12,279 |
| 貸倒引当金 | △10,415 | △2,268 |
| **資産合計** | **959,570** | **1,101,677** |

| 科　目 | 当　期<br>平成28年3月31日現在<br>金　額 | 前　期（ご参考）<br>平成27年3月31日現在<br>金　額 |
|---|---|---|
| **負債の部** | | |
| **流動負債** | **388,033** | **280,778** |
| 営業未払金 | 91,333 | 122,296 |
| 短期社債 | 30,000 | 15,000 |
| 短期借入金 | 157,830 | 104,185 |
| 未払金 | 1,398 | 1,385 |
| 未払費用 | 1,528 | 1,564 |
| 前受金 | 17,993 | 23,194 |
| 代理店債務 | 1,940 | 2,383 |
| 賞与引当金 | 1,784 | 2,117 |
| 役員賞与引当金 | — | 42 |
| 関係会社整理損失引当金 | 77,744 | — |
| 契約損失引当金 | 4,223 | — |
| その他流動負債 | 2,256 | 8,609 |
| **固定負債** | **326,964** | **353,589** |
| 社債 | 150,840 | 185,185 |
| 長期借入金 | 142,702 | 141,206 |
| 繰延税金負債 | 10,491 | 20,303 |
| 退職給付引当金 | 8 | 8 |
| 債務保証損失引当金 | 6,107 | 3,510 |
| その他固定負債 | 16,814 | 3,375 |
| **負債合計** | **714,997** | **634,367** |
| **純資産の部** | | |
| **株主資本** | **226,214** | **428,937** |
| 資本金 | 65,400 | 65,400 |
| 資本剰余金 | 44,371 | 44,371 |
| 資本準備金 | 44,371 | 44,371 |
| 利益剰余金 | 123,291 | 326,038 |
| 利益準備金 | 8,527 | 8,527 |
| その他利益剰余金 | 114,764 | 317,510 |
| 特別償却準備金 | 177 | 635 |
| 海外投資等損失準備金 | 14 | 23 |
| 圧縮記帳積立金 | 966 | 978 |
| 別途積立金 | 294,630 | 289,630 |
| 繰越利益剰余金 | △181,023 | 26,243 |
| 自己株式 | △6,849 | △6,872 |
| **評価・換算差額等** | **15,677** | **35,818** |
| その他有価証券評価差額金 | 18,475 | 40,315 |
| 繰延ヘッジ損益 | △2,797 | △4,497 |
| **新株予約権** | **2,681** | **2,553** |
| **純資産合計** | **244,572** | **467,309** |
| **負債純資産合計** | **959,570** | **1,101,677** |

## 損益計算書

(単位：百万円)

| 科　目 | 当　期<br>自　平成27年４月１日<br>至　平成28年３月31日<br>金　額 | 前　期（ご参考）<br>自　平成26年４月１日<br>至　平成27年３月31日<br>金　額 |
|---|---|---|
| **売上高** | | |
| 海運業収益 | | |
| 運賃 | 917,953 | 993,810 |
| 貸船料 | 244,658 | 243,465 |
| その他海運業収益 | 36,795 | 37,591 |
| **計** | **1,199,407** | **1,274,868** |
| その他事業収益 | 1,111 | 1,101 |
| **売上高計** | **1,200,518** | **1,275,969** |
| **売上原価** | | |
| 海運業費用 | | |
| 運航費 | 527,566 | 628,994 |
| 船費 | 13,449 | 13,440 |
| 借船料 | 501,015 | 474,576 |
| その他海運業費用 | 139,305 | 137,035 |
| **計** | **1,181,337** | **1,254,046** |
| その他事業費用 | 814 | 824 |
| **売上原価計** | **1,182,152** | **1,254,870** |
| **営業総利益** | **18,366** | **21,098** |
| 一般管理費 | 32,621 | 33,228 |
| **営業損失（△）** | **△14,255** | **△12,129** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息及び配当金 | 21,876 | 29,049 |
| コンテナ売却益 | 3,905 | 4,094 |
| 為替差益 | — | 6,136 |
| その他営業外収益 | 1,224 | 1,134 |
| **営業外収益計** | **27,006** | **40,414** |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 3,319 | 3,139 |
| 為替差損 | 2,451 | — |
| その他営業外費用 | 1,288 | 1,216 |
| **営業外費用計** | **7,060** | **4,355** |
| **経常利益** | **5,691** | **23,929** |
| **特別利益** | | |
| 固定資産売却益 | 2,608 | 1,915 |
| 投資有価証券売却益 | 12,839 | 2 |
| 関係会社株式売却益 | 456 | 98 |
| 関係会社清算益 | 721 | 2,878 |
| 貸倒引当金戻入額 | 17 | 9 |
| 傭船解約金 | 405 | 219 |
| その他特別利益 | 2,480 | 686 |
| **特別利益計** | **19,528** | **5,810** |
| **特別損失** | | |
| 固定資産処分損 | 467 | 225 |
| 関係会社株式評価損 | 38,062 | 8,969 |
| 債務保証損失引当金繰入額 | — | 3,210 |
| 貸倒引当金繰入額 | — | 650 |
| 構造改革費用 | 177,645 | — |
| その他特別損失 | 3,173 | 1,108 |
| **特別損失計** | **219,348** | **14,164** |
| **税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）** | **△194,128** | **15,575** |
| 法人税、住民税及び事業税 | △79 | △1,191 |
| 法人税等調整額 | △300 | △1,116 |
| **当期純利益又は当期純損失（△）** | **△193,748** | **17,883** |

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成28年５月12日

株式会社　商船三井
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　薊　　和 彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　阿 部 與 直 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社　商船三井の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社　商船三井及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

# 独立監査人の監査報告書

平成28年５月12日

株式会社　商船三井
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　薊　　和彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　阿部與直 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社　商船三井の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの平成27年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告

# 監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの平成27年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員及び内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び内部監査室その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

②取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び内部監査室その他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、平成27年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実として指摘すべき事項は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において重要な欠陥はない旨の報告を取締役等及び有限責任あずさ監査法人から受けております。

④なお、事業報告に記載のとおり、当社グループは、完成自動車車両の海上輸送に関して、競争法違反の疑いがあるとして、米国、欧州その他海外の当局による調査の対象となっており、また米国等において当社グループに対する集団訴訟が提起されております。監査役会として、独禁法をはじめとするコンプライアンス強化と再発防止及びコーポレートガバナンスの充実に向けた取締役の取り組み状況について引き続き監視・検証してまいります。

⑵計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月18日

株式会社商船三井　監査役会

常勤監査役　太田威彦 ㊞
常勤監査役　中島　孝 ㊞
社外監査役　伊丹敬之 ㊞
社外監査役　山下英樹 ㊞

以　上

## ■ 株主総会会場のご案内 ■

**日時** 平成28年6月21日（火曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

**会場** 東京都港区港南二丁目15番4号
**品川インターシティホール**
電話（03）5479-0750（当日のみ）

**交通** 品川駅 港南口 から
徒歩約10分




### 株主メモ

| | | |
|---|---|---|
| 事業年度 | | 4月1日～翌年3月31日 |
| 定時株主総会 | | 毎年6月 |
| 基準日 | 定時株主総会 | 毎年3月31日 |
| | 期末配当 | 毎年3月31日 |
| | 中間配当 | 毎年9月30日 |
| 上場金融商品取引所 | | 東京・名古屋の各証券取引所 |

| | |
|---|---|
| 株主名簿管理人 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号<br>三井住友信託銀行株式会社 |
| 郵便物送付先 | 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号<br>三井住友信託銀行株式会社　証券代行部 |
| 電話照会先 | 0120-782-031（フリーダイヤル） |
| インターネットホームページURL | http://www.smtb.jp/personal/agency/index.html |

**公告の方法**
当社ホームページに掲載します（URL[アドレス]は以下の通りです）。
http://www.mol.co.jp/
但し、事故、その他やむを得ない事由によりホームページに掲載できない場合は、日本経済新聞に掲載します。

MOL Mitsui O.S.K. Lines

VEGETABLE OIL INK

FSC www.fsc.org ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080

Naturaleza Printing. Naturally